浜松市パートナーシップ宣誓制度　行政サービス一覧

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
生活	住民票の写しの交付請求	同一世帯人であれば、パートナーの住民票の写しを交付請求することができます。		不要	不要	市民生活課 戸籍・住基担当	(053)457-2834	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/siminkj/shomei/jyuminhyo.html
生活	住民票上の続柄を変更（縁故者）	「パートナーシップ宣誓」をしている者同士が同居する場合、世帯主または当該人から住民基本台帳の続柄を「縁故者」とされたい旨の申し出があったときは、「縁故者」と記載します。		要	要	市民生活課 戸籍・住基担当	(053)457-2834	-
生活	市営墓園の使用・承継	パートナーの市営墓地の永年使用の申込手続き及び墓地利用者（パートナー）死亡にともなう墓所区画の利用権の承継許可の手続きができます。 ・船明墓地の新規貸付については、親族からの同意書及び申立書は不要です。 ・船明墓地以外の市営墓地の新規貸付については親族からの同意書が必要です。 ・承継の手続きについては、パートナーシップ宣誓制度を受けている場合、親族の同意書と申立書の提出により承継ができます。		不要	不要	市民生活課	(053)457-2026	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/simink/death/shieibosyo/mado/shieibosyo01_riyou.html
生活	埋火葬・斎場利用許可手続き	死亡届と同時に、埋火葬許可申請及び斎場利用許可申請を受けて、亡くなった方のパートナーへ許可証を交付できます。		不要	不要	市民生活課	(053)457-2026	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/simink/death/shieisaijo/shieisaijokaso.html
生活	浜松市犯罪被害者遺族見舞金	犯罪被害等で亡くなられた方のパートナーに見舞金を支給します。		要	要	市民生活課くらしのセンター	(053)457-2635	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi/hanzaihigaisya.html
住まい	市営住宅の入居申込	住宅に困窮する低額所得者に対し、市営住宅を提供します。パートナーシップ宣誓をしている方は、同居者として申込できます。	別途要件あり（市内在住・在勤要件、税金等の滞納が無いこと、所得要件等）	要	要	住宅課	(053)457-2455	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jutaku/home_tochi/home/house/index.html
住まい	浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金	市外からの移住者に対し、住宅の取得等や移転に係る費用を補助する制度です。パートナーシップ宣誓者も対象となります。	別途要件あり（移住年月、年齢要件、所得要件等）	要	要	市民協働・地域政策課	(053)457-2243	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamalife/oshirase/hamalifejyutakusyutokuhitouhojyokin.html
住まい	浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金	立地適正化計画で設定した居住誘導区域への転居者に対し、新築や増改修、取得に係る費用を補助する制度です。パートナーシップ宣誓者も対象となります。	別途要件あり（「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」の交付決定を受けている等）	要	要	住宅課	(053)457-2457	HP作成次第掲載

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
税金	身体障害者等に対する自動車税の減免	減免の要件に該当する場合、自動車税が免除されます。	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合に適用。	不要	不要	市民税課	(053)457-2077	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/siminze/car_genmen3.html
子育て・教育	親子健康手帳（母子健康手帳）交付・再交付の手続き	妊婦等のパートナーが、親子健康手帳（母子健康手帳）の交付・再交付の手続きをすることができる場合があります。なお、事前に窓口までお問い合わせください。		不要	不要	■中央健康づくりセンター ・中央区役所内 ・東行政センター内 ・西行政センター内 ・南行政センター内 ■浜名健康づくりセンター ・浜名区役所内 ・細江健康センター内 ・引佐健康センター内 ■天竜健康づくりセンター ・天竜保健福祉センター内	■中央区 中央区役所：(053)457-2890 東行政センター：(053)424-0122 西行政センター：(053)597-1174 南行政センター：(053)425-1590 ■浜名区 浜名区役所：(053)585-1120 細江健康センター：(053)523-3121 引佐健康センター：(053)542-0857 ■天竜区 天竜保健福祉センター：(053)922-0075	https://www.hamamatsu-pippi.net/contents/7689.html
子育て・教育	はじめてのパパママレッスン	妊婦とそのパートナーが新たな家族を迎える準備として、お互いに協力して妊娠、出産、育児に臨むことができるよう、必要な知識の提供等を行う講座です。		不要	不要	健康増進課	(053)453-6117	https://www.hamamatsu-pippi.net/contents/7884.html
子育て・教育	妊婦さんと家族のための講座	子育て支援ひろばにおける妊婦支援事業です。助産師による講座や赤ちゃんの人形を使っての体験等ができます。妊婦のパートナーの参加が可能です。		不要	不要	各子育て支援ひろば	HPをご確認ください。	https://www.hamamatsu-pippi.net/contents/18375.html
子育て・教育	養育里親	里親制度は、児童福祉法に基づく社会的養護の一環として、里親として認定された方にこどもの養育をお願いする制度です。養育里親は、様々な理由により家族と生活することができないこどもを、家庭に戻ることができるようになるまで、若しくは自立するまでの期間、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育をします。パートナーシップ宣誓をしなくても養育里親の申請や認定登録は可能ですが、宣誓書を提示することで申請を円滑に行うことができます。		不要	不要	児童相談所	(053)457-2705	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jidosodan/soudan/jiso/satooya.html

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
防災・災害	小規模災害におけるり災証明書の交付申請	小規模災害により、住家に被害を受けた場合に、世帯主へ被害の程度を証明する書面（り災証明書）を交付します。申請者は世帯主となりますが、窓口への書類の提出はパートナーも可能です。	大規模災害（災害本部体制）時は担当課が異なる。	不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 社会福祉課 ・東行政センター内 （東）社会福祉担当 ・西行政センター内 （西）社会福祉担当 ・南行政センター内 （南）社会福祉担当 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 （北）社会福祉担当 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	中央区：(053)457-2051 東行政センター：(053)424-0176 西行政センター：(053)597-1118 南行政センター：(053)425-1485 浜名区：(053)585-1121 北行政センター：(053)523-3111 天竜区：(053)922-0018	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/welfare/higai/disaster.html
防災・災害	災害見舞金の支給	火災や風水害により被害（住家の損壊、世帯員の重傷）に遭われた世帯へ見舞金を支給します。	受給者は世帯主、市が事実を把握した際に支給するため申請は不要。	不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 社会福祉課 ・東行政センター内 （東）社会福祉担当 ・西行政センター内 （西）社会福祉担当 ・南行政センター内 （南）社会福祉担当 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 （北）社会福祉担当 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	中央区：(053)457-2051 東行政センター：(053)424-0176 西行政センター：(053)597-1118 南行政センター：(053)425-1485 浜名区：(053)585-1121 北行政センター：(053)523-3111 天竜区：(053)922-0018	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/welfare/higai/disaster.html
防災・災害	災害援護資金の申請	災害救助法が適用された災害によって被害を受けた世帯への生活の立て直しのための貸付制度です。申請者は世帯主となりますが、窓口への書類の提出はパートナーも可能です。		不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 社会福祉課 ・東行政センター内 （東）社会福祉担当 ・西行政センター内 （西）社会福祉担当 ・南行政センター内 （南）社会福祉担当 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 （北）社会福祉担当 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	中央区：(053)457-2051 東行政センター：(053)424-0176 西行政センター：(053)597-1118 南行政センター：(053)425-1485 浜名区：(053)585-1121 北行政センター：(053)523-3111 天竜区：(053)922-0018	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/welfare/higai/disaster.html
福祉	生活保護	生活に困窮している方へ、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。		不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 生活福祉第1課 ・東行政センター内 生活福祉第1課 ・西行政センター内 生活福祉第1課 ・南行政センター内 生活福祉第1課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 社会福祉課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	中央区：(053)457-2056 東行政センター：(053)424-0173 西行政センター：(053)597-1118 南行政センター：(053)425-1460 浜名区：(053)585-1147 北行政センター：(053)523-3111 天竜区：(053)922-0018	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/welfare/life/index.html
福祉	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの脱却や課題解決に向けた支援を行います。		不要	不要	■浜松市自立相談支援センター（市内２か所） ■中央福祉事業所 ・中央区役所内 社会福祉課 ・東行政センター内 生活福祉第1課 ・西行政センター内 生活福祉第1課 ・南行政センター内 生活福祉第1課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 社会福祉課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	つながり：(053)488-9000 つながり浜北・天竜：(053)587-5005 中央区：(053)457-2051 東行政センター：(053)424-0173 西行政センター：(053)597-1118 南行政センター：(053)425-1460 浜名区：(053)585-1147 北行政センター：(053)523-3111 天竜区：(053)922-0018	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/bid/tsunagari.html

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
福祉	補装具や日常生活用具の給付申請	障がいのある方が日常生活を営むために必要な補装具や日常生活用具の購入等に要する費用を支給します。申請は当事者のパートナーも可能です。		不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 社会福祉課 ・東行政センター内 社会福祉課 ・西行政センター内 社会福祉課 ・南行政センター内 社会福祉課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 社会福祉課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	中央区：(053)457-2057 東行政センター：(053)424-0176 西行政センター：(053)597-1159 南行政センター：(053)425-1485 浜名区：(053)585-1697 北行政センター：(053)523-2898 天竜区：(053)922-0024	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/obstacle/shintai/yougu/index.html
福祉	緊急通報システムの貸与申請	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の希望者に緊急通報システムを貸与します。（市民税非課税世帯は無料）申請は当事者のパートナーも可能です。	別途要件あり（年齢要件等）	不要	不要	■地域包括支援センター ■中央福祉事業所 ・中央区役所内 長寿支援課 ・東行政センター内 長寿支援課 ・西行政センター内 長寿支援課 ・南行政センター内 長寿支援課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 長寿保険課 ・北行政センター内 長寿保険課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 長寿保険課	市内22センター（HPをご確認ください） 中央区：(053)457-2062 東行政センター：(053)424-0186 西行政センター：(053)597-1164 南行政センター：(053)425-1542 浜名区：(053)585-1123 北行政センター：(053)523-1144 天竜区：(053)922-0130	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/welfare/elderly/zaitaku/kinkyuu.html
福祉	高齢者配食サービスの申請	地域のひとり暮らし高齢者等に対して、配食サービスを行うことにより食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を行います。申請は当事者のパートナーも可能です。	別途要件あり（年齢要件、所得要件等）	不要	不要	■地域包括支援センター ■中央福祉事業所 ・中央区役所内 長寿支援課 ・東行政センター内 長寿支援課 ・西行政センター内 長寿支援課 ・南行政センター内 長寿支援課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 長寿保険課 ・北行政センター内 長寿保険課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 長寿保険課	市内22センター（HPをご確認ください） 中央区：(053)457-2062 東行政センター：(053)424-0186 西行政センター：(053)597-1164 南行政センター：(053)425-1542 浜名区：(053)585-1123 北行政センター：(053)523-1144 天竜区：(053)922-0130	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/welfare/elderly/zaitaku/haishoku.html
福祉	紙おむつ等の支給申請	要介護4・5の在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等に対して、紙おむつ等を支給し、家族介護者を支援します。申請は当事者のパートナーも可能です。	別途要件あり（所得要件等）	不要	不要	■地域包括支援センター ■中央福祉事業所 ・中央区役所内 長寿支援課 ・東行政センター内 長寿支援課 ・西行政センター内 長寿支援課 ・南行政センター内 長寿支援課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 長寿保険課 ・北行政センター内 長寿保険課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 長寿保険課	市内22センター（HPをご確認ください） 中央区：(053)457-2062 東行政センター：(053)424-0186 西行政センター：(053)597-1164 南行政センター：(053)425-1542 浜名区：(053)585-1123 北行政センター：(053)523-1144 天竜区：(053)922-0130	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/welfare/elderly/zaitaku/omutsu.html

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
福祉	あんしん情報キットの配布申請	かかりつけ医や緊急時の連絡先などをカードに記入し冷蔵庫に保管するためのキットを無料で随時配布します。申請は当事者のパートナーも可能です。	別途要件あり（年齢要件）	不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 長寿支援課 ・東行政センター内 長寿支援課 ・西行政センター内 長寿支援課 ・南行政センター内 長寿支援課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 長寿保険課 ・北行政センター内 長寿保険課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 長寿保険課	中央区：(053)457-2062 東行政センター：(053)424-0186 西行政センター：(053)597-1164 南行政センター：(053)425-1542 浜名区：(053)585-1123 北行政センター：(053)523-1144 天竜区：(053)922-0130	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/welfare/elderly/zaitaku/anshin.html
福祉	要介護認定の申請	介護保険サービスを利用するにあたり、どのくらい介護が必要か、あらかじめ介護度の認定を受けるための申請です。申請は当事者のパートナーも可能です。		不要	不要	■中央福祉事業所 ・中央区役所内 長寿支援課 ・東行政センター内 長寿支援課 ・西行政センター内 長寿支援課 ・南行政センター内 長寿支援課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 長寿保険課 ・北行政センター内 長寿保険課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 長寿保険課	中央区：(053)457-2324 東行政センター：(053)424-0184 西行政センター：(053)597-1119 南行政センター：(053)425-1572 浜名区：(053)585-1122 北行政センター：(053)523-2863 天竜区：(053)922-0065	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/care/20230323ninntei.html
福祉	後期高齢者医療制度の手続き	後期高齢者医療制度の手続きです。手続きは同一世帯であればパートナーも可能です。同一世帯以外のパートナーは委任状があれば可能です。	死亡者への給付や還付を受け取る場合のみ法定相続権を満たす必要あり。	不要	不要	国保年金課	(053)457-2889	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/hoken/kokikore/index.html
福祉	国民健康保険制度の手続き	国民健康保険制度の手続きです。手続きは同一世帯であればパートナーも可能です。同一世帯以外のパートナーは委任状があれば可能です。	死亡者への給付や還付を受け取る場合のみ法定相続権を満たす必要がある場合あり。	不要	不要	国保年金課	(053)457-2637	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokuho/kokuho_nenkin/kokuho/index/top.html
相談	ＤＶ相談	パートナーからの暴力に関する相談や助言、情報提供等を行います。		不要	不要	①DV相談ダイヤル ②■中央福祉事業所 ・中央区役所内 児童家庭課 ・東行政センター内 児童家庭課 ・西行政センター内 児童家庭課 ・南行政センター内 児童家庭課 ■浜名福祉事業所 ・浜名区役所内 社会福祉課 ・北行政センター内 社会福祉課 ■天竜福祉事業所 ・天竜区役所内 社会福祉課	①(053)412-0360 ②中央区：(053)457-2300 東行政センター：(053)424-0121 西行政センター：(053)597-1157 南行政センター：(053)425-1564 浜名区：(053)585-1677 北行政センター：(053)523-2893 天竜区：(053)922-0173	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jose/dv/dv_madoguchi.html

【浜松市】
・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。　詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

（2025年4月1日時点）

項目	行政サービス等の種類	概要	備考	浜松市受領証提示	静岡県受領証提示	問合せ先	電話番号	HP
医療	公的医療機関	以下の公的医療機関では、面会や病状説明、手術同意等の際に家族と同様の対応が可能です。 ・浜松医療センター ・浜松市リハビリテーション病院 ・浜松市夜間救急室 ・浜松アリーナ医務室 ・浜松市引佐伊平診療所 ・浜松市引佐鎮玉診療所 ・浜松市引佐鎮玉診療所渋川出張診療所 ・浜松市国民健康保険佐久間病院 ・浜松市国民健康保険佐久間病院附属浦川診療所 ・浜松市国民健康保険佐久間病院附属山香診療所	個別の事情等によっては、家族同様の対応ができない場合もあります。	要	要	各医療機関へお問い合わせください。		-
その他	浜松市職員の結婚休暇・介護休暇	結婚休暇の対象にパートナーシップ宣誓者を加えています。 介護休暇の対象にパートナーシップ宣誓者及びその父母を加えています。		要	要	人事課	(053)457-2085	-
その他	浜松市職員結婚祝金・介護給付金	職員厚生会の会員がパートナーシップ宣誓したときに結婚祝金を支給します。 職員厚生会の会員が親族等の介護を理由に、パートナーシップ宣誓したことを要件として介護休暇を取得しているとき、共済組合費の本人負担分相当額を介護給付金として支給します。		要	要	職員厚生課	(053)457-2381	-

■浜松市パートナーシップ宣誓制度に関する問い合わせ先

浜松市　市民部　ＵＤ・男女共同参画課　電話：053-457-2364　メール：ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市パートナーシップ宣誓制度ＨＰはこちらから

静岡県パートナーシップ宣誓制度ＨＰはこちらから

＜静岡県パートナーシップ宣誓制度との相互利用＞

2023年3月から静岡県パートナーシップ宣誓制度が開始されました。
浜松市パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証･カードで静岡県の行政サービスを利用することができます。
また、静岡県パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証･カードで浜松市の行政サービスを利用することもできます。